

令和5年度管理業務主任者証の交付に係る講習テキスト  
正誤表（新旧対照表）

※下線部が訂正（追加・削除含む）箇所

正（新）	誤（旧）
<p>P. 38</p> <p><b>【管理業務主任者証交付の申請】 施行規則 73 条</b> 次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、<u>上三分身</u>、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入した（以下「管理業務主任者証用写真」という。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 （以下略）</p>	<p>P. 38</p> <p><b>【管理業務主任者証交付の申請】 施行規則 73 条</b> 次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、<u>上半身</u>、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入した（以下「管理業務主任者証用写真」という。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 （以下略）</p>
<p>P. 143</p> <p>(イ) 事務所その他これに類する用途に供する建築物（同法6条1項1号に掲げる建築物を除く。）のうち、階数が5以上で延べ面積が<u>1,000㎡を超えるもの</u></p> <p><b>⑤ 水道法に準拠する検査と清掃</b> 水道法3条（用語の定義。同法施行令1条、2条）により、マンションで使われる水道は専用水道・簡易専用水道・小規模受水槽水道等の3種類に分けられる（表6）。</p>	<p>P. 143</p> <p>(イ) 事務所その他これに類する用途に供する建築物（同法6条1項1号に掲げ規格（現日本産業規格 JIS A 4302-2006）「昇降機の検査標準」に基づいて、おおむね1月以内ごとに保守会社による保守点検が行われており、<u>国土 ⑤ 交通省でもこれに準じて安全な運行管理を図るよう関係先に通知している。</u></p> <p>水道法3条（用語の定義。同法施行令1条、2条）により、マンションで使われる水道は専用水道・簡易専用水道・小規模受水槽水道等の3種類に分けられる（表6）。</p>
<p>P. 144～145</p> <p>[参考]</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 水道施設に直接係る法規は、水道法と建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）があるが、特定建築物に該当する建物はビル管法、その他は水道法に従う。水道法は一般法、ビル管法は特別法であり、両方が同時に係る場合は<u>特別法</u>が優先される。</p> <p>3. ～ 7. (略)</p>	<p>P. 144～145</p> <p>[参考]</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 水道施設に直接係る法規は、水道法と建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）があるが、特定建築物に該当する建物はビル管法、その他は水道法に従う。水道法は一般法、ビル管法は特別法であり、両方が同時に係る場合は<u>一般法</u>が優先される。</p> <p>3. ～ 7. (略)</p>